

---

令和7年度

第1回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

要 項

---

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 日 時 | 令和7年6月6日（金）<br>午後2時～4時 |
| 会 場 | 上越市教育プラザ 中会議室          |

上越市青少年健全育成センター

# 次 第

---

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ（代理 社会教育課長）
- 4 新任委員自己紹介
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
  - (1) 報告
    - ① 令和6年度 事業、活動等報告 (あゆみ P5～14)
    - ② 令和6年度 若者育成支援事業の実施状況報告 (あゆみ P15～17)
    - ③ その他
  - (2) 協議
    - ① 令和7年度 運営方針、活動・事業計画(案) (あゆみ P20～25)
    - ② 令和7年度 街頭指導の計画(案) (資料 P1～4)
    - ③ 令和7年度 社会環境浄化活動の実施計画 (案) (資料 P5)
    - ④ 令和7年度 健全育成活動の実施計画(案) (資料 P5)
    - ⑤ 令和7年度 若者育成支援事業の実施計画(案) (資料 P6)
    - ⑥ 令和7年度 青少年健全育成センター運営費の経費内訳 (資料 P7)
    - ⑦ センターの運営に関する意見交換
    - ⑧ その他
- 7 連絡
  - ・第2回開催日(予定) 10月10日(金) 14:00～
  - ・第3回開催日(予定) 2月13日(金) 14:00～
- 8 副会長あいさつ
- 9 閉会



# 令和 7 年度 第 1 回上越市青少年健全育成センター運営協議会 資 料

- ① 青少年健全育成のあゆみ（別冊）
- ② 令和 7 年度 街頭指導の計画（案）（P1～4）
  - 1 通常街頭指導
  - 2 特別街頭指導
  - 3 青色パトロール車による巡回指導
  - 4 PTA 街頭指導体験
- ③ 令和 7 年度 社会環境浄化活動実施計画（案）（P5）
- ④ 令和 7 年度 健全育成活動の実施計画（案）（P5）
- ⑤ 令和 7 年度 若者育成支援事業の実施計画（案）（P6）
- ⑥ 令和 7 年度 青少年健全育成センター運営費の経費内訳（P7）
  - ・上越市青少年健全育成センター条例（P8）
  - ・上越市青少年健全育成センター規則（P9）

上越市青少年健全育成センター

## ② 令和 7 年度 街頭指導の計画（案）

### 1 通常街頭指導

#### (1) 目 的

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることにより、少年の非行を防止するとともに、地域社会における人々の交流や連携を密にし、地域の非行抑止力を高めることを目的とする。

#### (2) 方 法

- ① 青少年健全育成センターの業務計画に従い、組織的・計画的に商店街や娯楽施設等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- ② 青少年健全育成委員の居住地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

#### (3) 育成委員の構成と人数

- ・令和 7 年度育成員数：高田地区 29 人、直江津地区 24 人、計 53 名（欠員 2）
- ・班編成：1 班 4～6 人 高田地区 5 班編成、直江津地区 5 班編成

#### (4) 月別街頭指導回数

- ・巡回回数：各班月 1 回の巡回指導を基本とする。

| 月/地区 | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1  | 2  | 3  | 計   |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 高 田  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 60  |
| 直江津  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  | 60  |
| 計    | 10 | 10 | 10 | 10 | 15 | 15 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 120 |

#### (5) 街頭指導活動を実施する区域

##### ① 高 田 地 区

| 担当班     | 主な巡回場所                                    | 集合場所       |
|---------|-------------------------------------------|------------|
| 1 班～3 班 | イレブンプラザ、あすとぴあ高田、㊟バス待合室、高田駅、立体駐車場、ライブワン等   | 雁木通りプラザロビー |
| 4 班     | 春日山駅、春日中、セブンイレブン、原信春日山店、雅子妃の森、謙信公広場、ローソン等 | 春日謙信交流館ロビー |
| 5 班     | ダイソー、蔦屋書店ウイング店、ドン・キホーテ、J-MAX 周辺、ローソン等     | 芙蓉荘研修室 1   |

##### ② 直江津地区

| 担当班     | 主な巡回場所                                                    | 集合場所                |
|---------|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 班～2 班 | 直江津駅周辺、八坂神社、セブンイレブン、直江津中、海浜公園、府中八幡宮、直江津ショッピングセンター、ゲオ直江津店等 | 直江津学びの交流館 エントランスホール |
| 3 班     | イオンスーパー、ゼビオスポーツ、裏田公園、スポーツデポ、アピナ上越インター店等                   | 教育プラザ玄関ホール          |
| 4 班     | 蔦屋書店、ジョーシン、イオン上越店、アピナ上越インター店等                             | 教育プラザ玄関ホール          |
| 5 班     | 春日山駅、春日中、セブンイレブン、原信春日山店、雅子妃の森、謙信公広場、ローソン等                 | 春日謙信交流館ロビー          |

\* お花見、祭り、海水浴期間などは特別ルートで巡回する。

#### (6) 街頭指導の実施時間

○4～11 月、3 月 月～金曜・・・16:00～18:00 土曜・・・15:00～17:00  
 ○12～2 月 月～金曜・・・15:00～16:30 土曜・・・14:30～16:00

#### (7) その他

育成委員は市の非常勤特別職公務員であるため、業務中・通勤途上の災害補償の対象となる。

## 2 特別街頭指導

### (1) 目的

○上越市の「防犯の日」の趣旨を受け、特別街頭指導を実施する。

◆スローガン「みんなで防犯安全安心まちづくり」

### (2) 実施内容

|      | 第 1 回                                                                                                                                                                                                              | 第 2 回                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 令和 7 年 7 月 4 日（金）<br>15：30～16：30                                                                                                                                                                                   | 令和 7 年 10 月 2 日（木）<br>15：30～16：30                                                                                                                                                                                              |
| 場 所  | ・トキめき鉄道南高田駅周辺                                                                                                                                                                                                      | ・トキめき鉄道高田駅周辺                                                                                                                                                                                                                   |
| 参加団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越警察少年ボランティア</li> <li>・上越警察署生活安全課</li> <li>・上越少年サポートセンター</li> <li>・青少年健全育成委員</li> <li>・高等学校教員<br/>高田南城高校<br/>高田商業高校<br/>高田農業高校<br/>関根学園高校</li> <li>・青少年健全育成センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越警察少年ボランティア</li> <li>・上越警察署生活安全課</li> <li>・上越少年サポートセンター</li> <li>・青少年健全育成委員</li> <li>・高等学校教員<br/>高田高校<br/>高田北城高校<br/>上越総合技術高校<br/>上越高校<br/>直江津中等教育学校</li> <li>・青少年健全育成センター</li> </ul> |
| 集合場所 | ・南高田駅前                                                                                                                                                                                                             | ・高田駅（駅前交番付近）                                                                                                                                                                                                                   |
| 指導内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の乗り方と交通ルールの遵守（歩道通行、並列走行など）</li> <li>・南高田駅の利用状況、マナー向上</li> <li>・南高田駅周辺の街頭指導</li> <li>・歩きスマホへの注意喚起</li> <li>・その他 状況判断し指導</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の乗り方と交通ルールの遵守（歩道通行、並列走行など）</li> <li>・高田駅の利用状況、マナーの向上</li> <li>・本町から高田駅前の街頭指導</li> <li>・歩きスマホの注意喚起</li> <li>・その他 状況判断し指導</li> </ul>                                                  |

- ・熱中症対策として、実施時間を 1 時間として、昨年度より 30 分短縮する。
- ・電車時刻 高田駅（上り 15：39、16：12 下り 15：53、16：16）  
南高田駅（上り 15：42、16：16、 下り 15：50、16：09）
- ・自転車の交通違反で青切符による取締りが 2026 年 4 月から実施の方向で進んでいる。スマホのながら運転、歩道走行、並列走行など注意を呼び掛ける。
- ・それぞれ 3～4 か所で、啓発用ポケットティッシュ等を渡しながらかける。

### 3 青色パトロール車による巡回指導

#### (1) 目的

郊外に大型店や遊技場が増え、賑わいの場所が変化している状況である。点在するそれらの地域を広域に巡回指導することにより、青少年の問題行動を未然に防止する。

また、青色回転灯装備車両（青色パトロール車）を利用することで、地域の住民に活動の認知度を高め、地域全体で「青少年を見守る」機運の醸成に繋げる。

#### (2) 活動概要

##### ①利用車両について

- ・青色回転灯装備軽自動車（上越市市民安全課所有 ハイゼットカーゴ）

##### ②巡回経路について

- ・高田地区、直江津地区
- ・点在する賑わいの場所及び季節ごとのたまり場の他、通常巡回コース以外の地域及び市民からの情報等で巡回が必要な所を巡回する。
- ・基本コースを設定するが、状況に応じて巡回場所を変更する。  
※例：「上越モール」、南高田駅周辺、海水浴場など

##### ③巡回頻度について

- ・月3回程度とし、積雪期にあたる1・2月は実施しない。
- ・特別な事情により通常の巡回とは別に日時やコースを設定し実施する場合がある。

##### ④巡回体制について

- ・原則、役員と専任された委員、事務局員の2人での乗車とする。
- ・車両運転者は新潟県警から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。

##### ⑤巡回時間について

- ・午後3時から午後4時30分とする。

#### (3) その他

##### ①青色回転灯装備軽自動車使用研修会の実施

##### ②「パトロール実施者証」の申請について

- ・役員と専任された委員、事務局員が登録する。
- ・新潟県警へ申請する。

##### ③借用車両の受渡し

- ・実施日にあわせ、事務局で予め市民安全課から車両を借用し、教育プラザに準備しておき、終了後は事務局により速やかに返却する。

## 4 PTA 街頭指導体験

- (1) 目 的 「街頭指導を体験すること」を主なねらいとし、各学校におけるPTA会合等の場で、街頭指導の体験やそこで得た情報を他の会員に共有してもらうことにより、各学校での見守り活動や校外生活の指導に生かしてもらう。
- ・「愛の一声」活動の実施
  - ・たまり場や死角となりやすい場所の確認
  - ・協力機関の施設や商店等の把握
- (2) 対象と参加人員 市内小中学校の希望するPTA会員 小学校15校、中学校5校、計20校
- (3) 期 間 6月、9月、10月、11月で、通常、青少年健全育成委員が実施している街頭指導の日時に合わせて実施する。
- (4) 時 間 月～金曜日：午後4時～午後6時、土曜日：午後3時～午後5時
- (5) 実施コースと実施期日

| コース | 集 合 場 所                | 実 施 地 区                                                   |
|-----|------------------------|-----------------------------------------------------------|
| A   | 雁木通りプラザ<br>1階ロビー       | イレブンプラザ、あすとびあ高田、バス待合室、高田駅立体駐車場、ライブワン等                     |
| B   | 農業研修センター<br>芙蓉荘第1研修室   | ダイソー、蔦屋書店ウイング店、ドン・キホーテ、J-MAX周辺、ローソン等                      |
| C   | 謙信交流館ロビー               | 春日山駅、春日中、セブンイレブン、原信春日山店、雅子妃の森、謙信公広場、ローソン等                 |
| D   | 直江津学びの交流館<br>エントランスホール | 直江津駅周辺、八坂神社、セブンイレブン、直江津中、海浜公園、府中八幡宮、直江津ショッピングセンター、ゲオ直江津店等 |
| E   | 教育プラザ玄関ホール             | イオンスーパー、セビオスポーツ、裏田公園、スポーツデポ、ダイナム、アピナ上越インター店等              |
| F   | 教育プラザ玄関ホール             | 蔦屋書店、ジョーシン、イオン上越店、アピナ上越インター店等                             |

| 6月 |   |                  |
|----|---|------------------|
| 日  | 曜 | コースと参加 PTA       |
| 3  | 火 | D                |
| 6  | 金 | A 和田小、大町小        |
| 7  | 土 | E 上下浜小、大湊町小、有田小  |
| 12 | 木 | A 城北中            |
| 13 | 金 | D 春日新田小、八千浦中、高土小 |
| 14 | 土 | B 南本町小、清里中、直江津中等 |
| 17 | 火 | A                |
| 18 | 水 | C 三和小、春日小        |
| 20 | 金 | C 板倉中            |
| 21 | 土 | F 板倉小            |

| 9月 |   |            |
|----|---|------------|
| 日  | 曜 | コースと参加 PTA |
| 2  | 火 | D          |
| 3  | 水 | A 高田西小2    |
| 5  | 金 | A<br>D     |
| 6  | 土 | E          |
| 16 | 火 | A          |
| 17 | 水 | C          |
| 19 | 金 | C          |
| 20 | 土 | B<br>F 飯小  |

| 10月 |   |            |
|-----|---|------------|
| 日   | 曜 | コースと参加 PTA |
| 1   | 水 | C 高志小      |
| 3   | 金 | A 豊原小      |
| 4   | 土 | E          |
| 7   | 火 | D          |
| 9   | 木 | A          |
| 10  | 金 | D          |
| 14  | 火 | A          |
| 17  | 金 | C          |
| 18  | 土 | B          |
| 25  | 土 | F          |

| 11月 |   |            |
|-----|---|------------|
| 日   | 曜 | コースと参加 PTA |
| 5   | 水 | C          |
| 7   | 金 | A<br>D     |
| 8   | 土 | B<br>E     |
| 13  | 木 | A          |
| 15  | 土 | F          |
| 18  | 火 | A<br>D     |
| 21  | 金 | C          |

### (6) その他

参加した PTA 会員から各学校における PTA 会合等の場で、街頭指導の体験やそこで得た情報を他の会員と共有してもらうことにより、各学校での見守り活動や校外生活の指導に生かしてもらう。また、12月上旬までに全小中学校に「実施報告資料」を送付し、情報共有を図る。

### ③ 令和 7 年度 社会環境浄化活動の実施計画（案）

#### (1) 有害図書类等自動販売機等の現地確認の実施と指導

##### ①目的

青少年を取り巻く社会環境実態を把握し、青少年の健全育成を図るため、有害図書類自動販売機に対する現地確認調査を実施する。

##### ②活動概要

- ・実施期日 令和 7 年 10 月 1 日（水）予定
- ・実施箇所 上越市三和区の図書類自動販売機 3 台
- ・参加者 自動販売機設置業者、上越警察署 1 人、立入調査員 3 人
- ・地権者への対応 自動販売機撤去に向け文書で依頼する予定。

#### (2) 公共施設等の環境維持への協力の依頼、街頭指導時のゴミ拾いの実施

### ● ④ 令和 7 年度 健全育成活動の実施計画(“社会を明るくする運動”)(案)

#### 1 趣 旨

- ・健全育成活動の一環として、上越地区保護司会と連携して「第 75 回 “社会を明るくする運動”」を推進する。
- ・“社会を明るくする運動” は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動である。

#### 2 主な活動

##### (1) 街頭街宣活動について

| 事業名      | 月 日（曜）      | 場所          |
|----------|-------------|-------------|
| 上越市推進委員会 | 6 月 2 日（月）  | 教育プラザ(大会議室) |
| 街頭宣伝活動   | 6 月 21 日（土） | 東部分区(柿崎)    |
|          | 7 月 5 日（土）  | 直江津分区       |
|          | 7 月 6 日（日）  | 高田分区・中部分区   |
|          | 7 月 6 日（日）  | 東部分区(浦川原)   |
| 社明作文審査会  | 9 月 8 日（月）  | 教育プラザ       |

大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、リーフレットや啓発用ティッシュ等を配って街頭宣伝活動を行う。

##### ①高田分区、中部分区

- ・集合場所：雁木通りプラザ
- ・宣伝場所：イレブンプラザ、イオン上越店、上越モール

##### ②直江津分区

- ・集合場所：レインボーセンター
- ・宣伝場所：直江津ショッピングセンター、水族館、イチコ西店

##### (2) 広報等の啓発活動について

- ・「広報上越」7 月掲載、市役所木田庁舎、大手町広場に運動 PR 用の懸垂幕の掲示

## ⑤ 令和 7 年度 若者育成支援事業の実施計画（案）

### 1 方針

0歳から18歳までの切れ目のない支援を充実させるため、関係機関・団体との連携を深め、若者の自立支援に向けた取組を推進する。

### 2 主な若者育成支援事業

(1) 若者相談「若者ほっとライン」及び若者の居場所「Fit」の周知徹底

①専用ダイヤル番号の周知 025-545-9245

②市ホームページの更新、市施設へのチラシの配置、リーフレットの改定

(2) 若者の居場所「Fit」利用者対応の充実

＊教育プラザ研修棟1階、月～金曜日 午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

①個に応じた自立支援活動・相談

②グループ活動の工夫

・毎週水曜日の午前中、自由な雰囲気での醸成

③関係機関と連携した支援

・すこやかなくらし支援室、地域包括支援センター、上越地域若者サポートステーション、学校教育課、フリースクール等

④リーフレット、「若者支援つなぎナビ」の改訂

⑤「Fit」運営会議の開催

・多様化する利用者対応についてアドバイザーからの助言と情報共有

・年4回実施

(3) 「上越市親の会」の開催

・日時、場所：土曜日 13：30～15：30、教育プラザ研修棟3階 大会議室

第1回： 5月17日 第2回：7月12日 第3回：9月6日

第4回：11月15日 第5回：1月17日 第6回：3月7日

・参加者が安心して話し合えるグループ懇談の実施、希望者への個別面談の実施

・ピアサポーター（似たような経験をした保護者5人）、カウンセラー、オブザーバーと連携した運営の充実

### 3 その他

広報誌やチラシ、各機関・団体との連携を通じた口コミ等で、相談・支援活動の周知に努める。

## ⑥ 令和 7 年度 青少年健全育成センター運営費の経費内訳

単位：千円

|                      |       |                  |       |
|----------------------|-------|------------------|-------|
| 会計年度任用職員報酬           | 5,848 | 普通旅費             | 14    |
| 青少年健全育成委員報酬          | 1,556 | 消耗品費             | 96    |
| 青少年健全育成センター運営協議会委員報酬 |       | 印刷製本費            | 112   |
|                      | 150   | 通信運搬費            | 135   |
| 会計年度任用職員期末・勤勉手当      | 1,708 | 筆耕翻訳料            | 3     |
| 会計年度任用職員共済組合負担金      | 1,260 | 複写機借上料           | 192   |
| 雇用保険料                | 125   | 私有車借上料           | 22    |
| 報償金                  | 172   |                  |       |
| 費用弁償                 | 155   | 地域青少年育成会議活動事業交付金 | 9,632 |
| 会計年度任用職員費用弁償         | 198   |                  |       |

(説明)

青少年健全育成センター運営費とは、次の2つの事業を合体したものである。

① 青少年健全育成支援事業（青少年健全育成センター執行分） 11,746

② 地域青少年育成会議活動支援（社会教育課執行分） 9,632

合計 21,378

## ○上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置             |
|----------------|----------------|
| 上越市青少年健全育成センター | 上越市下門前 1770 番地 |

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)に所長その他の必要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第59号)

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

## ○上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

令和2年1月29日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例（平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）の運営方針
- (2) センターの事業計画
- (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(青少年健全育成委員)

第6条 センターに青少年健全育成委員（以下「健全育成委員」という。）を置く。

2 健全育成委員の定数は、55人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 更生保護関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の役員
- (5) その他教育委員会が適任と認める者

4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。

6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

安全で安心なまち上越市

# 上越市の犯罪概況と少年補導

広げよう!

防犯の輪



新潟県警察マスコット  
ひかるくん



謙信くん



けんけん



上越警察署マスコット  
安全安心毘太郎くん



兼続くん

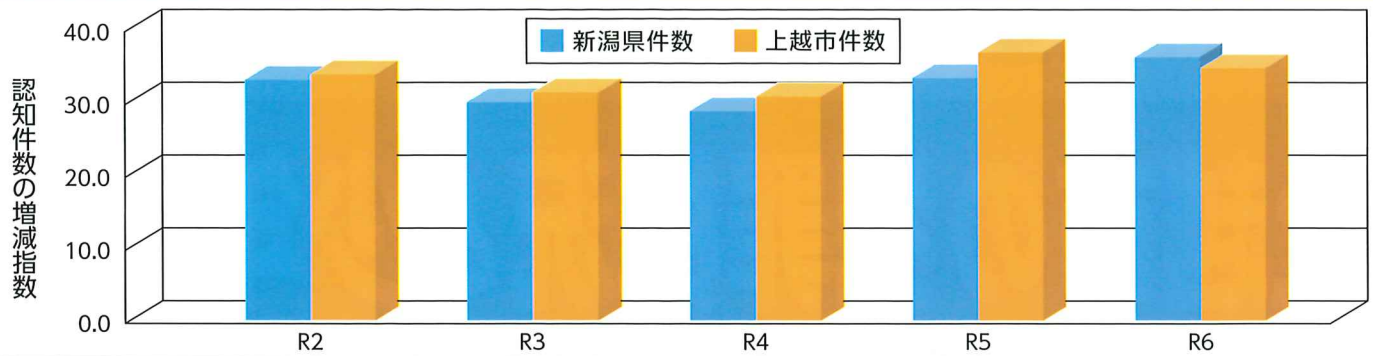


新潟県警察マスコット  
ひかりちゃん

家族の団らんのときに鍵かけや詐欺被害防止など  
防犯の話をするこゝも、気軽にできる  
「防犯力を高める方法」です。  
身近なところから、防犯の輪を広げましょう!

上越市防犯協会・上越市・上越警察署

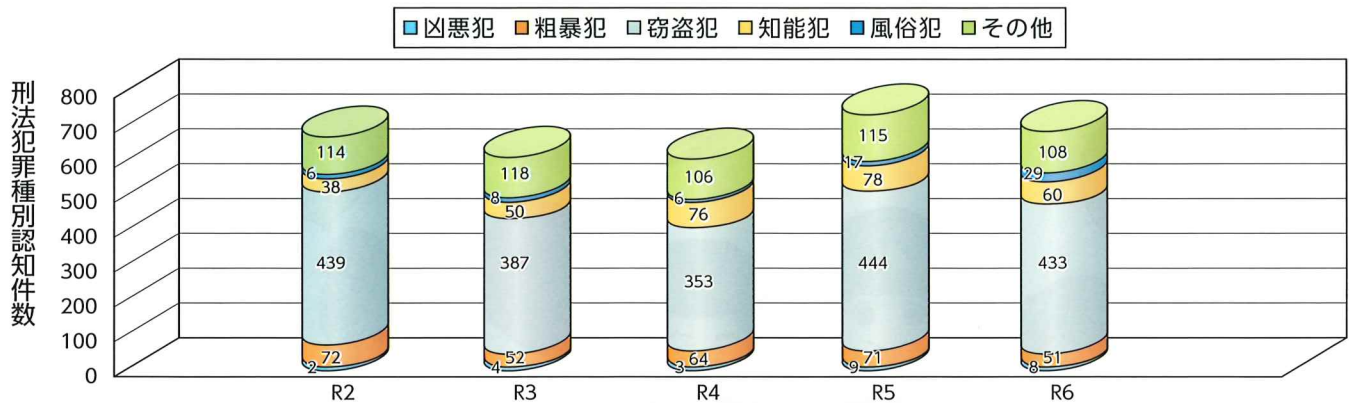
## 1 新潟県と上越市の刑法犯認知件数の推移



| 区 分   | R 2年  | R 3年  | R 4年  | R 5年  | R 6年  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新潟県件数 | 8,561 | 7,746 | 7,433 | 8,672 | 9,417 |
| 指数    | 32.8  | 29.6  | 28.4  | 33.1  | 36    |
| 上越市件数 | 671   | 619   | 608   | 734   | 694   |
| 指数    | 33.5  | 30.9  | 30.3  | 36.6  | 34.6  |

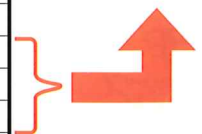
※刑法犯認知件数は、平成14年の3,242件をピークに平成23年の1,721件以降減少傾向にありましたが、令和5年は11年ぶりに増加に転じました。  
 ※指数は、安全安心まちづくり条例が施行された平成18年（新潟県26,126件、上越市2,003件）の指数を100として算出した。

## 2 年次別罪種別刑法犯認知件数



| 区 分   | R 2年 | R 3年 | R 4年 | R 5年 | R 6年 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 総 数   | 671  | 619  | 608  | 734  | 694  |
| (前年比) | -17% | -8%  | -1%  | 22%  | -5%  |
| 凶悪犯   | 2    | 4    | 3    | 9    | 8    |
| 粗暴犯   | 72   | 52   | 64   | 72   | 51   |
| 窃盗犯   | 439  | 387  | 353  | 444  | 433  |
| 侵入盗   | 60   | 57   | 35   | 79   | 90   |
| 乗物盗   | 63   | 78   | 69   | 94   | 80   |
| 車上ねらい | 25   | 17   | 2    | 21   | 16   |
| 知能犯   | 38   | 50   | 76   | 76   | 61   |
| 風俗犯   | 6    | 8    | 6    | 17   | 29   |
| その他   | 114  | 118  | 106  | 115  | 110  |

| 令和6年無施錠率 |        |
|----------|--------|
| 侵入盗      | 65.60% |
| 乗物盗      | 85.00% |
| 車上ねらい    | 93.30% |



## 3 地区別犯罪発生件数

| 区 分  | R6年 | R5年 | 増減  |
|------|-----|-----|-----|
| 高田区  | 129 | 137 | -8  |
| 新道区  | 66  | 80  | -14 |
| 金谷区  | 46  | 41  | +5  |
| 春日区  | 83  | 79  | +4  |
| 諏訪区  | 0   | 2   | -2  |
| 津有区  | 7   | 16  | -9  |
| 三郷区  | 3   | 4   | -1  |
| 和田区  | 17  | 20  | -3  |
| 高土区  | 0   | 3   | -3  |
| 直江津区 | 79  | 89  | -10 |

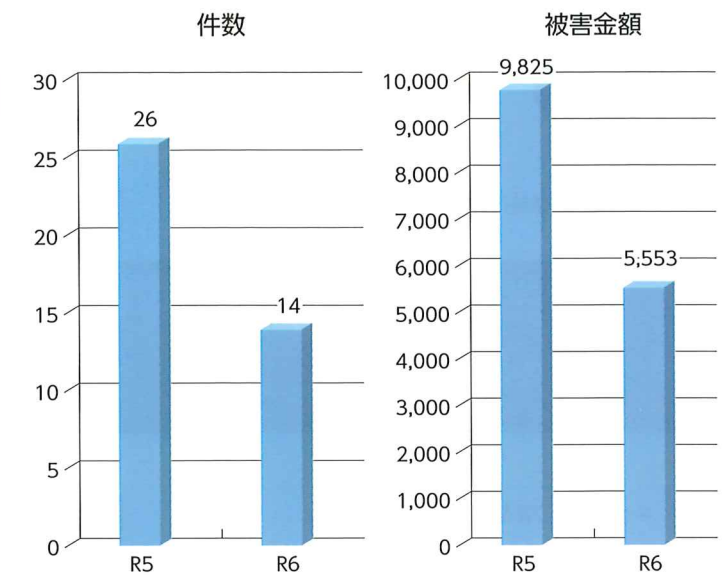
| 区 分   | R6年 | R5年 | 増減  |
|-------|-----|-----|-----|
| 有田区   | 69  | 84  | -15 |
| 八千浦区  | 11  | 18  | -7  |
| 保倉区   | 2   | 7   | -5  |
| 北諏訪区  | 7   | 6   | +1  |
| 谷浜桑取区 | 0   | 6   | -6  |
| 安塚区   | 7   | 1   | +6  |
| 浦川原区  | 7   | 9   | -2  |
| 大島区   | 1   | 1   | 0   |
| 牧区    | 18  | 4   | +14 |
| 柿崎区   | 19  | 27  | -8  |

| 区 分 | R6年 | R5年 | 増減  |
|-----|-----|-----|-----|
| 大潟区 | 42  | 24  | +18 |
| 頸城区 | 21  | 24  | -3  |
| 吉川区 | 9   | 9   | 0   |
| 中郷区 | 5   | 2   | +3  |
| 板倉区 | 17  | 15  | +2  |
| 清里区 | 1   | 8   | -7  |
| 三和区 | 7   | 8   | -1  |
| 名立区 | 3   | 5   | -2  |
| 不明  | 18  | 5   | +13 |
| 合 計 | 694 | 734 | -40 |

## 4 上越署管内の特殊詐欺被害及びSNS型詐欺被害の状況

### ●特殊詐欺被害の状況

|             | R5年 |       | R6年 |       |
|-------------|-----|-------|-----|-------|
|             | 件数  | 被害金額  | 件数  | 被害金額  |
| 特殊詐欺        | 26  | 9,825 | 14  | 5,553 |
| オレオレ詐欺      | 6   | 1,450 | 3   | 3,911 |
| 預貯金詐欺       | 1   | 87    | 0   | 0     |
| 架空料金請求詐欺    | 13  | 7,848 | 8   | 1,473 |
| 融資保証金詐欺     | 1   | 34    | 0   | 0     |
| 還付金詐欺       | 5   | 406   | 3   | 169   |
| 金融商品        | 0   | 0     | 0   | 0     |
| ギャンブル       | 0   | 0     | 0   | 0     |
| 交際あっせん      | 0   | 0     | 0   | 0     |
| その他         | 0   | 0     | 0   | 0     |
| キャッシュカード詐欺盗 | 0   | 0     | 0   | 0     |



(単位：万円)

|         |     |       |        |
|---------|-----|-------|--------|
| 新潟県合計件数 | 202 | 合計被害額 | 89,223 |
|---------|-----|-------|--------|

(単位：万円)

### 金融機関等による被害の未然防止状況

(金額：万円)

| 区 分     | 県 内      |       |      |        | 上 越 署    |     |     |      |
|---------|----------|-------|------|--------|----------|-----|-----|------|
|         | 令和6年12月末 |       | 前年比  |        | 令和6年12月末 |     | 前年比 |      |
|         | 件 数      | 金 額   | 件 数  | 金 額    | 件 数      | 金 額 | 件 数 | 金 額  |
| 特 殊 詐 欺 | 154      | 7,334 | -101 | +2,983 | 23       | 225 | -15 | -218 |

高齢者だけじゃない!  
幅広い年代が狙われている?!

手口の巧妙化?!

市役所職員を  
装ってくる?!

知っておきたい!

特殊詐欺の手口と被害傾向・予防のポイント

### 手口を知って特殊詐欺をブロック!

県出身のお笑いタレント 横澤夏子さん出演の動画を公開中♪

利用料金の未納?!

横澤夏子さん出演  
架空料金請求詐欺被害  
にあう 近所のおばちゃん

Youtube  
県警公式チャンネルは  
こちらから



### 詐欺被害にあわないために

### ～電話でお金のお話が出たら詐欺～

- 犯人はだましのプロ  
あなたを不安にさせ、正しい判断ができなくなる  
だまされるかもしれないと警戒する気持ちが大切
- 電話に出ない対策  
被害者の全員が犯人と電話で会話している  
防犯機能付き電話か留守番電話設定で知らない電話にはでない
- 電話に出てもだまされない、狙われない対策  
電話でお金の要求・返金のお話が出たら詐欺を疑う  
電話で資産額、口座残高などの金融情報や、家族構成などの個人情報をお話さない。



## ● SNS型詐欺被害の状況

### ☆ SNS型投資詐欺とは

犯人側が主として著名人の写真・名前を悪用し、「必ず儲かる」などの見出しのある広告からSNS等を通じて投資を勧め、投資の名目で金銭や電子マネー、暗号資産等をだまし取る詐欺です。

### ☆ SNS型ロマンス詐欺とは

外国人や海外居住者等を名乗る犯人側が、SNS等を通じたやりとりを重ねることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺です。

| 区 分    | 県 内 |         |     |         | 上 越 署 |       |     |        |
|--------|-----|---------|-----|---------|-------|-------|-----|--------|
|        | 全 体 |         | 前年比 |         | 全 体   |       | 前年比 |        |
|        | 件 数 | 被害額     | 件 数 | 被害額     | 件 数   | 被害額   | 件 数 | 被害額    |
| SNS型詐欺 | 131 | 143,389 | +76 | +83,662 | 6     | 7,604 | +3  | +6,761 |
| 投資     | 77  | 78,408  | +57 | +47,289 | 5     | 3,574 | +5  | +3,574 |
| ロマンス   | 54  | 64,981  | +19 | +36,373 | 1     | 4,030 | -2  | +3,187 |

(被害額：万円)

## 金融機関等による被害の未然防止状況

| 区 分    | 県 内      |       |       |     | 上 越 署    |     |       |     |
|--------|----------|-------|-------|-----|----------|-----|-------|-----|
|        | 令和6年12月末 |       | 前 年 比 |     | 令和6年12月末 |     | 前 年 比 |     |
|        | 件 数      | 金 額   | 件 数   | 金 額 | 件 数      | 金 額 | 件 数   | 金 額 |
| SNS型詐欺 | 36       | 6,575 | —     | —   | 4        | 322 | —     | —   |

※令和6年1月から集計を開始しているため、前年比不明

(金額：万円)

## 上越警察署管内令和6年中の発生状況

特殊詐欺被害は14件・約5,500万円と令和5年よりも大幅に減少し、県下29署ワースト1位を脱しました。

しかし、被害の半数以上は、携帯電話料金等の未納料金やパソコン画面に「ウイルスに感染しました」等と表示させ架空の修理代金を請求する架空料金請求詐欺で、30歳代から被害に遭っています。

また、電話で「犯人を逮捕したら、あなたも犯罪に参与しているので、お金を振り込んで下さい。調査が終わったら返金する。」と警察官になりすましたオレオレ詐欺も多発し、30歳代から被害に遭っています。

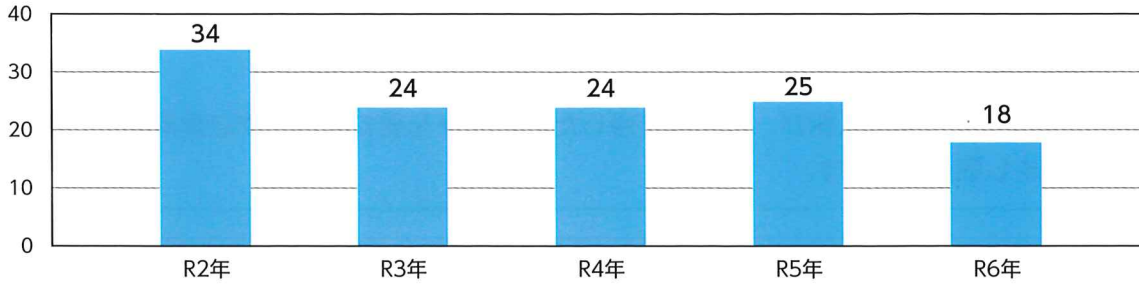
特殊詐欺は、高齢者だけが被害に遭うものではありません。幅広い世代で自分事ととらえて、電話でお金の話が出たら詐欺を疑いましょう。

SNS型詐欺は6件・約7,600万円と特殊詐欺被害よりも件数は少ないですが、被害額は高額となりました。1件の被害が1,000万円を超えるケースが多発しました。



## 5 上越署管内の非行少年の状況

### (1) 年次別非行少年の推移（検挙補導人数）



|     |    |
|-----|----|
| R2年 | 34 |
| R3年 | 24 |
| R4年 | 24 |
| R5年 | 25 |
| R6年 | 18 |

### (2) 非行少年検挙補導状況

#### 刑法犯・特別法犯 少年補導状況

| 罪種          | 学職   | 総 数 | 学 生 ・ 生 徒 |     |     |     | 有職 | 無職 | 県全体 |
|-------------|------|-----|-----------|-----|-----|-----|----|----|-----|
|             |      |     | 小学生       | 中学生 | 高校生 | その他 |    |    |     |
| 刑<br>法<br>犯 | 暴行   | 1   | 1         |     |     |     |    |    | 22  |
|             | 傷害   | 2   | 1         |     | 1   |     |    |    | 40  |
|             | 脅迫   | 0   |           |     |     |     |    |    | 3   |
|             | 恐喝   | 3   |           |     | 2   |     | 1  |    | 14  |
|             | 窃盗   | 8   | 1         | 3   | 3   |     |    | 1  | 154 |
|             | 万引き  | 3   | 1         | 1   | 1   |     |    |    | 77  |
|             | 詐欺   | 1   |           |     | 1   |     |    |    | 12  |
|             | わいせつ | 0   |           |     |     |     |    |    | 8   |
|             | その他  | 1   |           |     |     |     | 1  |    | 87  |
|             | 占脱※  | 0   |           |     |     |     |    |    | 29  |
|             | 総数   | 16  | 3         | 3   | 7   | 0   | 2  | 1  | 340 |
|             | 前年同期 | 21  | 3         | 7   | 8   | 0   | 3  | 0  | 266 |
|             | 増減数  | -5  | 0         | -4  | -1  | 0   | -1 | 1  | 74  |

注) ※占有離脱物横領罪

|                  |            |    |   |    |   |   |    |   |    |
|------------------|------------|----|---|----|---|---|----|---|----|
| 特<br>別<br>法<br>犯 | 迷防条例違反     | 0  |   |    |   |   |    |   | 6  |
|                  | 軽犯罪法違反     | 0  |   |    |   |   |    |   | 8  |
|                  | 銃刀法違反      | 1  |   |    | 1 |   |    |   | 5  |
|                  | 児童ポルノ禁止法違反 | 0  |   |    |   |   |    |   | 6  |
|                  | 大麻取締法違反    | 1  |   |    |   |   | 1  |   | 5  |
|                  | その他        | 0  |   |    |   |   |    |   | 20 |
|                  | 総数         | 2  | 0 | 0  | 1 | 0 | 1  | 0 | 50 |
|                  | 前年同期       | 4  | 0 | 1  | 0 | 0 | 3  | 0 | 57 |
|                  | 増減数        | -2 | 0 | -1 | 1 | 0 | -2 | 0 | -7 |

### 不良行為少年の補導状況

| 種別     | 学職     | 総 数  | 学 生 ・ 生 徒 |     |     |     | 有職 | 無職 | 県全体   |
|--------|--------|------|-----------|-----|-----|-----|----|----|-------|
|        |        |      | 小学生       | 中学生 | 高校生 | その他 |    |    |       |
| 補<br>導 | 飲酒     | 21   |           |     | 10  |     | 8  | 3  | 238   |
|        | 喫煙     | 67   |           | 2   | 33  | 7   | 20 | 5  | 749   |
|        | 粗暴行為   | 2    |           |     | 1   |     | 1  |    | 22    |
|        | 暴走行為   | 10   |           |     | 5   |     | 2  | 3  | 48    |
|        | 深夜はいかい | 72   |           | 3   | 64  | 1   | 3  | 1  | 1,698 |
|        | その他    | 18   |           | 4   | 11  |     | 1  | 2  | 509   |
|        | 総数     | 190  | 0         | 9   | 124 | 8   | 35 | 14 | 3,264 |
|        | 前年同期   | 290  | 1         | 22  | 204 | 9   | 36 | 18 | 2,873 |
|        | 増減数    | -100 | -1        | -13 | -80 | -1  | -1 | -4 | 391   |

#### ○令和6年中の上越警察署管内の少年非行の特徴

上越警察署管内における少年の非行は全体的に減少しましたが、依然として、少年が大麻を入手している実態のほか、暴行や傷害で補導された小学生や複数の少年（高校生、有職少年）による恐喝事件の発生がありました。

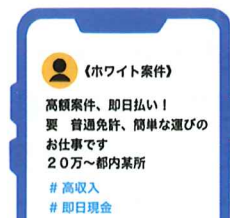
また、「いじめ」が背景にあり、学校内で発生した犯罪を検挙（補導）しています。少年の軽はずみな行為や粗暴・凶暴化等が見受けられ、少年のモラルや規範意識の低下が危惧されています。

#### ○「闇バイト」の危険性

SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず高額な報酬の支払いで犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。「高額」「ホワイ案件」等の「楽で、簡単、高収入」であることを強調する求人情報には注意してください。



#### 闇バイト防止啓発動画（新潟県警察×警察庁）





# 見て学ぼう！防犯動画！

～YouTube「新潟県警察公式チャンネル」で公開中～

※二次元コードを読み込んで動画や音声を確認！



## 1 自画撮り送信被害防止（1分20秒）



## 2 SNSに起因する性犯罪等の被害防止（1分11秒）



## 3 ネットトラブル防止（1分54秒）



## ～上越市安全メール・SNS～

### 配信内容

- 防犯情報（不審者情報・事件情報）
- 防災情報（災害発生、避難関係情報）
- 火災情報（火災発生・鎮火情報）
- 交通安全情報（事故発生・対策情報）
- その他（クマなどの出没、行方不明者情報など）

をメール・SNSでお知らせします。

### 安全メール

[anzen.joetsu-city@raidan.ktaiwork.jp](mailto:anzen.joetsu-city@raidan.ktaiwork.jp)

このアドレスに空メールを送信して、登録手続きを行ってください。

※右記二次元コードからも空メールを送信し、登録手続きを行うことができます。



空メール送信用  
二次元バーコード

### SNS



LINE  
「上越市」



X (旧Twitter)  
「上越市」



Facebook  
「上越市安全安心情報」

安全メールと同じ内容を配信しています。

X (旧Twitter) … <https://x.com/joetsu2020>

Facebook … <https://www.facebook.com/anzen.info1>

上越市防犯協会：事務局 上越警察署 生活安全課 025-521-0110

上越市防災危機管理部 市民安全課 025-520-5661

# CAP・じょうえつ ほんとあんしん MAP

## CAP・じょうえつ

子どもが暴力から自分を守るために  
できることを伝える活動をしています

あんしん じしん じゅう

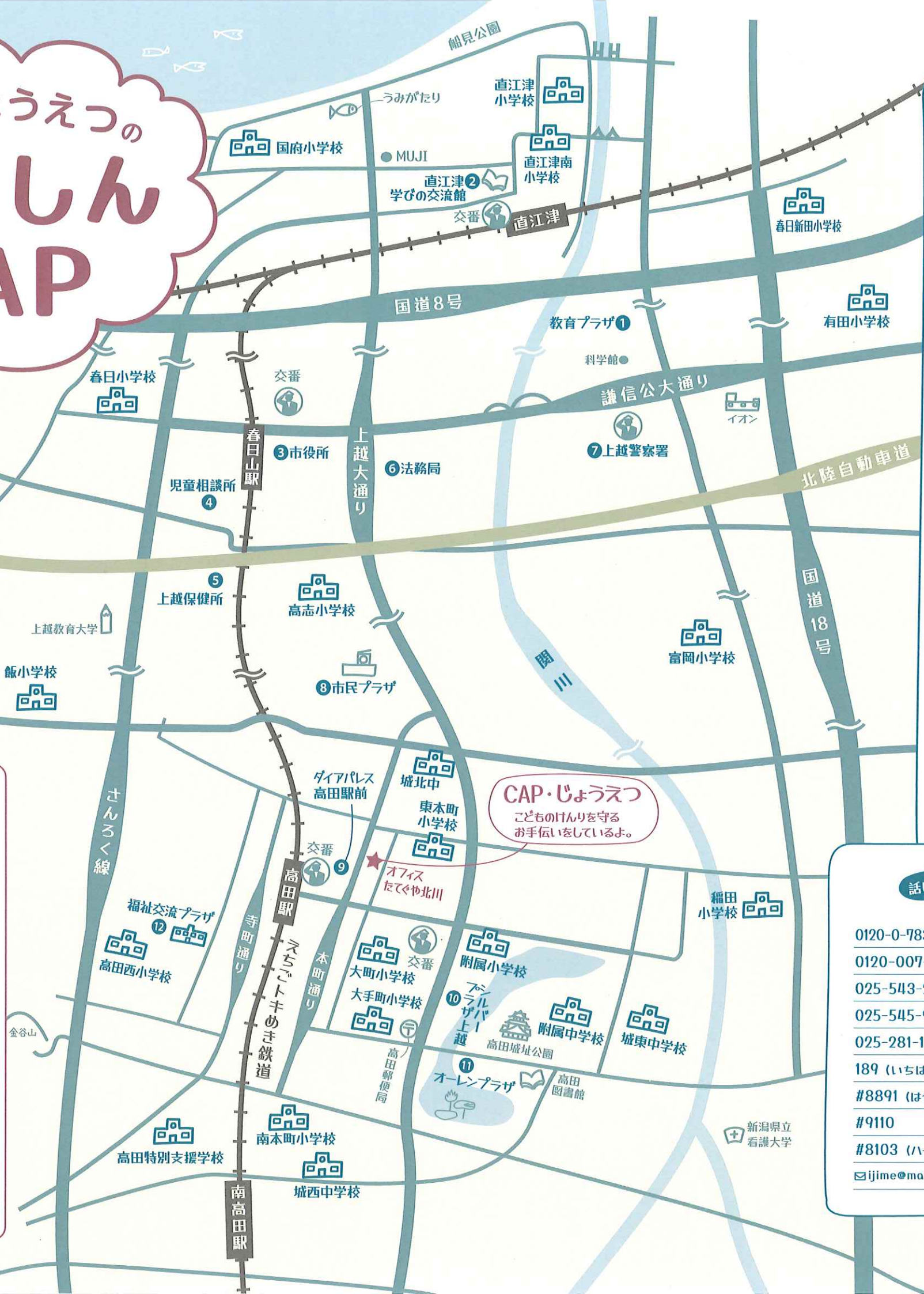


CAP・じょうえつは  
こんなことを  
しているよ




〒943-0833 上越市大町5-3-20  
オフィスたてぐや北川内

☎090-3595-8452(えむら)



いじめられた、学校に行けない、発達が心配…虐待かも…  
そんな声を聞いて相談できるところを集めました

| たてもの                      | なまえ                                                                            | TEL                                                          |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ① 上越教育プラザ                 | 上越市教育センター<br>青少年健全育成センター 若者の居場所 Fit(フィット)                                      | 025-545-9247<br>025-545-9249                                 |
| ② 直江津学びの交流館<br>(直江津図書館)   | 上越市立教育センター 教育支援室<br>子ども未来サポート CoCoMo北                                          | 025-545-0780                                                 |
| ③ 上越市役所                   | すこやかなくらし支援室<br>こども家庭センター                                                       | 025-526-5623<br>025-520-7490                                 |
| ④ 上越児童相談所                 | 新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター                                                        | 025-524-3355                                                 |
| ⑤ 上越保健所                   | 新潟県上越地域振興局 健康福祉環境部地域保健課<br>新潟県上越地域のいこちこころの支援センター<br>新潟県こころの相談ダイヤル              | 025-524-6132<br>025-524-7700<br>0570-783-025                 |
| ⑥ 新潟県議会 上越市議会             | みんなの人権110番                                                                     | 0570-003-110                                                 |
| ⑦ 上越警察署                   | 新潟県警察 上越警察署                                                                    | 025-521-0110                                                 |
| ⑧ 上越市市民プラザ                | 女性相談(上越市男女共同参画推進センター)<br>こどもセンター<br>上越市NPO・ボランティアセンター<br>上越国際交流センター            | 025-527-3614<br>025-527-3617<br>025-527-3613<br>025-527-3615 |
| ⑨ ダイアパレス高田駅前              | 新潟県警察本部 上越青少年サポートセンター                                                          | 025-526-4970                                                 |
| ⑩ シルバープラザ上越               | 上越市立教育センター 教育支援室<br>子ども未来サポート CoCoMo南<br><small>※2026年にダイアパレス高田駅前に移転予定</small> | 025-522-2428                                                 |
| ⑪ 市民交流施設<br>高田城址公園オーレンプラザ | こどもセンター<br>じょうえつ子育てinfo                                                        | 025-525-0355<br>025-526-1214                                 |
| ⑫ 上越市福祉交流プラザ              | こども発達支援センター                                                                    | 025-522-4609                                                 |

2025年3月現在 ※事前予約が必要なところもありますのでご確認ください。

## 話してみよう 電話・メール相談

|                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| 0120-0-78310 (なやみ言おう) | 24時間子供SOSダイヤル               |
| 0120-007-110          | 子どもの人権110番                  |
| 025-543-2199          | 子どもほっとライン                   |
| 025-545-9249          | 若者ほっとライン                    |
| 025-281-1020          | トキほっとライン(性暴力被害者支援センターにいがた)  |
| 189 (いちはやく)           | 児童相談所虐待対応ダイヤル 児童相談所全国共通ダイヤル |
| #8891 (はやくワンストップ)     | 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  |
| #9110                 | 警察相談専用電話                    |
| #8103 (ハートさん)         | 性犯罪被害者相談電話                  |
| ✉ijime@mailsoudan.org | 新潟県いじめ・不登校等相談メール            |

ほかにも

こまったとき  
相談できる  
ところがあるよ



LINE人権相談  
(法務省)

